

被爆者・被爆地域に係る関係条文

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成六年十二月十六日法律第百十七号)

(前文)

昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾という比類のない破壊兵器は、幾多の尊い生命を一瞬にして奪ったのみならず、たと一命をとりとめた被爆者にも、生涯いやすことのできない傷跡と後遺症を残し、不安の中での生活をもたらした。

このような原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉を図るため、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律を制定し、医療の給付、医療特別手当等の支給をはじめとする各般の施策を講じてきた。また、我々は、再びこのような惨禍が繰り返されることがないようにとの固い決意の下、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、核兵器の究極的廃絶と世界の恒久平和の確立を全世界に訴え続けてきた。

ここに、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、我々は、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。

(被爆者)

第一条 この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。

- 一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者
- 二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者
- 三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者
- 四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令
(平成七年二月十七日政令第二十六号)

(被爆者の範囲)

第1条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(以下「法」という。)第1条第1号の政令で定める区域は、広島市又は長崎市に原子爆弾が投下された当時の別表第1に掲げる区域とする。

別表第1(第1条関係)

- 1 広島県安佐郡祇園町
- 2 広島県安芸郡戸坂村のうち、狐爪木
- 3 広島県安芸郡中山村のうち、中、落久保、北平原、西平原及び寄田
- 4 広島県安芸郡府中町のうち、茂陰北
- 5 長崎県西彼杵郡福田村のうち、大浦郷、小浦郷、本村郷、小江郷及び小江原郷
- 6 長崎県西彼杵郡長与村のうち、高田郷及び吉無田郷

健康診断特例区域に係る関係条文

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成六年十二月十六日法律第百十七号)

(健康診断)

第7条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生労働省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

附 則

(健康診断の特例)

第17条 原子爆弾が投下された際第1条第1号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内に在った者又はその当時その者の胎児であった者は、当分の間、第7条の規定の適用については、被爆者とみなす。

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令 (平成七年二月十七日政令第二十六号)

附 則

(法附則第17条の政令で定める区域)

第2条 法附則第17条の政令で定める区域は、同条に規定する者に対し行う厚生労働省令で定める健康診断の区分に応じ、広島市又は長崎市に原子爆弾が投下された当時の別表第3又は別表第4に掲げる区域(同表に掲げる区域にあつては、原子爆弾が投下された際の爆心地から12キロメートルの区域内に限る。)とする。

別表第3(附則第2条関係)

- 1 広島県山県郡安野村のうち、島木及び段原
- 2 広島県佐伯郡水内村のうち、津伏、小原、井手ヶ原、矢流、草谷、古持、森、下井谷、門出口、木藤及び恵下
- 3 広島県佐伯郡河内村のうち、魚切、中郷、下城、上小深川及び下小深川
- 4 広島県佐伯郡石内村
- 5 広島県佐伯郡八幡村のうち、利松、口和田及び高井
- 6 広島県安佐郡久地村のうち、宇賀、高山、本郷下、本郷中、三国、魚切、本郷上、小野原中、名原、小野原上、境原及び幸ノ神
- 7 広島県安佐郡日浦村のうち、毛木二

- 8 広島県安佐郡戸山村
- 9 広島県安佐郡安村のうち、長楽寺及び高取
- 10 広島県安佐郡伴村
- 11 長崎県西彼杵郡福田村のうち、柿泊郷、中浦郷、手熊郷及び上浦郷
- 12 長崎県西彼杵郡式見村のうち、向郷、木場郷及び牧野郷
- 13 長崎県西彼杵郡三重村のうち、詰ノ内、白髪及び遠木場
- 14 長崎県西彼杵郡時津村
- 15 長崎県西彼杵郡長与村(高田郷及び吉無田郷を除く。)
- 16 長崎県西彼杵郡矢上村のうち、現川名、田川内、薩摩城、中尾及び矢筈
- 17 長崎県西彼杵郡日見村のうち、河内名
- 18 長崎県西彼杵郡茂木町のうち、田手原名、木場名及び田上名

別表第4(附則第2条関係)

- 1 長崎県西彼杵郡深堀村
- 2 長崎県西彼杵郡香焼村
- 3 長崎県西彼杵郡伊王島村
- 4 長崎県西彼杵郡式見村(向郷、木場郷及び牧野郷を除く。)
- 5 長崎県西彼杵郡三重村(詰ノ内、白髪及び遠木場を除く。)
- 6 長崎県西彼杵郡村松村
- 7 長崎県西彼杵郡伊木力村
- 8 長崎県西彼杵郡大草村
- 9 長崎県西彼杵郡喜々津村
- 10 長崎県西彼杵郡矢上村(現川名、田川内、薩摩城、中尾及び矢筈を除く。)
- 11 長崎県西彼杵郡日見村(河内名を除く。)
- 12 長崎県西彼杵郡茂木町(田手原名、木場名及び田上名を除く。)
- 13 長崎県北高来郡古賀村
- 14 長崎県北高来郡戸石村
- 15 長崎県北高来郡田結村

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則
(平成七年厚生省令第三十三号)

附 則

(令附則第2条の厚生労働省令で定める健康診断の区分等)

第1条の2 令附則第2条に規定する厚生労働省令で定める健康診断の区分は、次のとおりとする。

- 一 都道府県知事が期日及び場所を指定して年二回行うもの及び健康診断の受

診者の申請により、年二回を限度として都道府県知事があらかじめ指定した場所において行うもの

二 年一回を限度として都道府県知事があらかじめ指定した場所において行うもの

2 前項第1号の健康診断は、法附則第17条に規定する者のうち、原子爆弾が投下された当時の令別表第3に掲げる区域内に在った者又はその当時その者の胎児であった者（以下「令別表第3の区域内に在った者」という。）に対し、一般検査及び精密検査によって行うものとする。ただし、精密検査は、一般検査の結果更に精密な検査を必要とする者について行うものとする。

3 第1項第2号の健康診断は、法附則第17条に規定する者のうち、原子爆弾が投下された当時の令別表第四に掲げる区域（原子爆弾が投下された際の爆心地から十二キロメートルの区域内に限る。）内に在った者又はその当時その者の胎児であった者（以下「令別表第4の区域内に在った者」という。）に対し、一般検査によって行うものとする。

○原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律等の施行について

（昭和49年7月22日衛発第402号）

（各都道府県知事・広島・長崎市市長あて厚生省公衆衛生局長通達）

2 健康診断の特例措置

（2）健康診断の事後措置

健康診断の結果に基づいて行う事後措置（健康上の指導）は、健康診断の効果に直接影響を与えるものであるため、受診者の健康診断受診者証にその検査の要旨を記入するとともに懇切な指導を行うようにされたいこと。

また、健康診断の結果、次に掲げる障害があると診断された者については、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下「原爆医療法」という。）第2条第3号に該当する者として、被爆者健康手帳の交付を受けることができるものであるため、その旨教示されたいこと。

1 造血機能障害、2 肝臓機能障害、3 細胞増殖機能障害、4 内分泌腺機能障害、5 脳血管障害、6 循環器機能障害、7 腎臓機能障害、8 水晶体混濁による視機能障害、9 呼吸器機能障害、10 運動器機能障害

※ 現在は、11 潰瘍による消化器機能障害が追加。